○農林水産省告示第二千百六十三号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第二十二条第二項及び第三十六条第二項の規定に基づき、平成二十七砂糖年度に係る国内産糖交付金及び平成二十七でん粉年度に係る国内産いもでん粉交付金の単価を次のように定めたので、同法第二十二条第三項及び第三十六条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年九月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　てん菜を原料として製造される国内産糖

正味一、〇〇〇キログラムにつき　二一、二二七円

二　さとうきびを原料として製造される国内産糖

(一)　鹿児島県

1　種子島において製造されるもの

正味一、〇〇〇キログラムにつき　五二、四二一円

2　奄美大島において製造されるもの

正味一、〇〇〇キログラムにつき　八二、二五一円

3　喜界島において製造されるもの

正味一、〇〇〇キログラムにつき　五四、五五〇円

4　徳之島において製造されるもの

正味一、〇〇〇キログラムにつき　五〇、一三〇円

5　沖永良部島において製造されるもの

正味一、〇〇〇キログラムにつき　六四、三七九円

6　与論島において製造されるもの

正味一、〇〇〇キログラムにつき　九四、〇九九円

(二)　沖縄県

1　沖縄本島において製造されるもの（2に掲げるものを除く。）

正味一、〇〇〇キログラムにつき　五八、〇三二円

2　沖縄本島において製造されるもの（沖縄本島において販売されるものに限る。）

正味一、〇〇〇キログラムにつき　四八、九八二円

3　伊是名島において製造されるもの

正味一、〇〇〇キログラムにつき　一一一、六〇九円

4　久米島において製造されるもの

正味一、〇〇〇キログラムにつき　七六、九九〇円

5　南大東島において製造されるもの

正味一、〇〇〇キログラムにつき　九一、六一〇円

6　北大東島において製造されるもの

正味一、〇〇〇キログラムにつき　一二九、五三六円

7　宮古島において製造されるもの

正味一、〇〇〇キログラムにつき　五二、二四二円

8　伊良部島において製造されるもの

正味一、〇〇〇キログラムにつき　七三、六四七円

9　石垣島において製造されるもの

正味一、〇〇〇キログラムにつき　六七、〇九四円

三　ばれいしょを原料として製造される国内産いもでん粉

正味一、〇〇〇キログラムにつき　一五、二三八円

四　かんしょを原料として製造される国内産いもでん粉

正味一、〇〇〇キログラムにつき　三二、〇九八円

○農林水産省告示第二千百六十四号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第六条第一項、第九条第三項、第十一条第一項、第十二条第一項及び第二十八条第一項の規定に基づき、同法第六条第一項の平均輸入価格、同法第九条第一項第一号ハの農林水産大臣の定める額、同法第十一条第一項の異性化糖標準価格、同法第十二条第一項の異性化糖平均供給価格及び同法第二十八条第一項の平均輸入価格を次のように定めたので、同法第六条第二項（同法第九条第四項、第十一条第六項、第十二条第二項及び第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、それぞれの適用期間と併せて告示する。

平成二十七年九月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第六条第一項の平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき四一、〇五〇円

適用期間　平成二十七年十月一日から十二月三十一日まで

二　農林水産大臣の定める額　零

適用期間　平成二十七年十月一日から十二月三十一日まで

三　異性化糖標準価格　一、〇〇〇キログラムにつき一一一、九一〇円（うち消費税額及び地方消費税額分　八、二九〇円）

適用期間　平成二十七年十月一日から十二月三十一日まで

四　異性化糖平均供給価格　一、〇〇〇キログラムにつき一三四、一二五円（うち消費税額及び地方消費税額分　九、九三五円）

適用期間　平成二十七年十月一日から十二月三十一日まで

五　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第二十八条第一項の平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき六五、二三〇円

適用期間　平成二十七年十月一日から十二月三十一日まで

○農林水産省告示第二千百六十五号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録外国認定機関の登録を更新したので、同法第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十七年九月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十六年七月五日　第七号

二　登録外国認定機関の名称及び住所

コントロール・ユニオン・サティフィケーションズ　オランダ　ズウォレ　八〇一一ＢＺ　ミェウェンラン四―六

三　登録外国認定機関が認定を行う農林物資の種類

有機農産物及び有機加工食品

四　登録外国認定機関が認定を行う区域及び事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

外国

(2)　認定を行う事業所の所在地

オランダ　ズウォレ　八〇一一ＢＺ　ミェウェンラン四―六

○国土交通省告示第千十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第四項の規定により、大阪都市計画事業大阪駅北大深西地区土地区画整理事業の施行規程及び事業計画について、その関係図書を次のように縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年九月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏